

第 21 回総会 令和 4 年 2 月 28 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、2 月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

局 長 今月は、農地法施行規則第 29 条の規定に係る届出（小規模転用）1 件、農地改良届出が 1 件提出されていますので報告いたします。

初めに、小規模転用の 1 番を報告します。土地の所在は、大字平郡字〇〇番 2、地目：台帳・現況ともに畑、面積 615 m²の内 116.26 m²、届出人は、埼玉県日高市〇〇番地 18、〇〇、転用目的は、農業用倉庫の建築であります。既に建築済みであり追認案件となっております。現地を確認されています、〇〇委員に報告をお願いします。

6 番 小規模転用 1 番を報告します。報告事項の資料をご覧ください。申請人は、〇〇さんです。申請地は、三納地区の〇〇集落内で、〇〇公民館から西に約 350m 行った所の農地です。今回、この農地に農業用施設を設置するために申請されたものですが、既に昭和 43 年頃に建築されており、追認する届出となります。現地も確認していますので報告します。

局 長 次に農地改良届出 1 番を報告します。土地の所在は、大字荒武字〇〇番 27、登記・現況ともに畑、面積 2,158 m²、所有者：東諸県郡国富町大字〇〇番地 4 〇〇、申請者も〇〇、改良する理由は、道路より高いため 1.5m 程切土して、道路と同じ高さにして、使いやすい農地とするとしています。現地を確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

8 番 農地改良届出 1 番を説明します。お手元の報告事項資料をご覧ください。申請者は、国富町に住む〇〇さんです。農地の場所は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇から約 100m 行った所の右側の農地です。〇〇会社の前になります。申請地は、県道よりずいぶん高く、機械も入りづらく、高さもまだらなので、約 1.5m 切土して、良質な土を取って

おき、改良後に、表土として 30 cm程覆土します。全体的に農地の高さを均一にして、県道の高さに合わせます。改良後は、パパイアを作付けするとのことです。現地も確認していますので報告します。

局長 また、相続届出 2 件、使用貸借合意解約 6 件、賃貸借合意解約 4 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和 3 年度第 21 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。現在、農業委員 15 名、推進委員 3 名、合計 18 名の出席であります。本日の議案件数であります、6 件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。12 番 ○○委員、20 番 ○○委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 112 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 112 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1～2 ページの通り申請件数は 4 件であります。

1 番を説明します。受人：都城市の○○、渡人：三宅の○○、申請地：大字三宅字○○番 3、登記・現況ともに田、面積 567 m²、申請事由：事務所兼倉庫の建築、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、木造 1 階建会社事務所兼倉庫の建築及び駐車場の設置であります。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

5 番 今回は、20 番 ○○委員と私（5 番 ○○委員）が会長の命を受けまして、去る 2 月 18 日午前 9 時より、杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より緒方局長、杉尾係長同行のもと、農地法第 5 条 4 件の現地調査を行いました。順次報告しますので皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

20 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西に約 200m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、三宅の〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、事務所兼倉庫を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は農地、西側は宅地、南側は宅地、北側は農地となっています。雨水は、雨水枡を設け、西側市道側溝へ放流します。生活排水については、西側市道の公共下水道へ放流します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、東側、南側にはコンクリートブロックを設置する予定です。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となっています。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

7 番 〇〇とはどんな企業ですか。

事務局 主に、農業用の散水等を行うかんがい機器の製造、販売を行っている企業と聞いています。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 2 番の説明をお願いします。

局長 2番を説明します。受人：都城市の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積535㎡、申請事由：資材等置場の設置、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、露天資材等置場の設置であります。

議長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

5番 2番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西に約200m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、資材等置場を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は堤防、南側は雑種地、北側は〇〇店駐車場となっています。雨水は、碎石を敷き詰め、自然浸透させます。転用に伴う、周辺への土砂流出等は、盛土をしないため、特に懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となっています。

議長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に3番の説明をお願いします。

局長 3番を説明します。受人：福岡市の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納

字〇〇番・〇〇番合併、登記・現況ともに畑、面積 955 m²、申請事由：太陽光発電施設の設置、権利の内容：売買による所有権移転権、主な内容は、太陽光パネル 267 枚の設置であります。

議 長 3 番について特別調査員の報告をお願いします。

20 番 3 番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、〇〇から南へ約 300m 行ったところの農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、宮崎市の〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、太陽光発電施設を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は堤防、西側は農地、南側は農地、北側は雑種地となっています。雨水は、自然浸透により排水します。生活排水は、新たな汚水、排水はありません。周辺への土砂流出等については、土地の境界に、畝上の段差がつくように造成します。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、農地の繋がりが 10ha 未満の第 2 種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となっています。

議 長 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 4 番の説明をお願いします。

局 長 4 番を説明します。受人：神戸市の〇〇、渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字岩爪字

〇〇番 2 他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 1,289 m²、申請事由：太陽光発電設備の設置、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、太陽光パネル 288 枚の設置であります。

議 長 4 番について特別調査員の報告をお願いします。

5 番 4 番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇公民館から北へ約 500m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、太陽光発電施設を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は県道、西側は道路、南側は竹林、北側は道路と畑となっています。雨水は、自然浸透により排水します。生活排水はありません。周辺への土砂流出等については、もともと低い土地ですが、特に盛土をしないことから懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのことです。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となっています。

議 長 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 113 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 113 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 3～4 ページの通り、申請件数は 5 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。受人：西都市の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字 〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 1,353 m²、権利の内容：売買による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

31 番 1 番を説明します。次の 2 番も同じ関連案件です。申請地は、穂北地区です。〇〇号線を北に向かうと、〇〇会社がありますが、この会社の駐車場隣の農地となります。〇〇があった場所の裏になります。〇〇さんは、相当規模の借地をされ、大量の野菜等を栽培から収穫までを行う会社であり、大型トラクターや野菜収穫の機械等を一式揃えています。農地法第 3 条の条件は十分揃っており、何ら問題ないと判断しました。

皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、10a 当たり〇〇円となっています。次の 2 番についても、同価格であります。

議長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：西都市の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字
〇〇番、登記・現況ともに田、面積1,387 m²、権利の内容：売買による所有権移転で
す。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

31 番 2番を説明します。先ほど話しましたが、この農地は、1番の農地の隣になる農地で
す。1番の説明同様何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願
い
します。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 1番の売買価格と同じで、10a当たり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：国富町の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字上三財

字〇〇番 1 他 3 筆、登記・現況ともに田、面積 3,279 m²、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 地元〇〇委員が欠席のため、事務局より確認事項の説明をお願いします。

事務局 3 番を説明します。担当委員が欠席のため代わって説明します。渡人は、荒武に住む〇〇さんで、受人は、国富町に住む〇〇さんへの売買となります。農地の場所については、お手元の地図を参照して下さい。上三財の〇〇から国富方面へ向かい、国富と西都との境の〇〇を左に曲がった所の農地となります。受人は、国富町の畜産農家で繁殖牛を飼育し、WCS を約 3 町、米を約 2 反作付けしており、今回の申請地にも WCS を作付けする予定です。農機具も田植機、トラクター、軽トラ等農業に必要な機械等は一式揃っております。周辺作物への影響もなく、農地法第 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。尚、この農地の販売価格は、10a 当たり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 4 番の説明をお願いします。

局 長 4 番を説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,711 m²、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

9 番 4 番を説明します。渡人は鹿野田に住む〇〇さんで、受人は同じく鹿野田に住む〇〇さんへの売買となります。農地の場所につきましては、お手元の地図を参照して下さい。〇〇からそれぞれ、東へ約 100m、南西へ約 200m 進んだ所の農地となります。受人は水稻を約 1 町作付けしており、農機具も田植機、トラクター、軽トラ等農業に必要な機械等は一式揃っております。周辺作物への影響もなく、農地法第 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、10a 当たり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 5 番の説明をお願いします。

局 長 5 番を説明します。受人：国富町の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 973 m²、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

32 番 5 番を説明します。申請地は、穂北地区の〇〇集落です。お手元に地図が配布されていますが、この地図の〇〇は現在ありません。〇〇を渡った場所から 100m 行った所の農地となります。受人は、申請地からは遠方の国富町の方で、なぜ〇〇の条件の良

くない農地を買うのか疑問だったのですが、この農地のすぐ近くに受人の妹夫婦が住んでおり、作物等の管理も手伝ってもらえるとのこと。受人は、国富町でハウスきゅうりを作付けしており、耕作面積や農業に必要な機械等条件は十分備えています。通作圏についても、妹夫婦の支援を得られることなどから、問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、10a 当たり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 114 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 114 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、先ず初めに、議案書 5～8 ページの所有権移転分 7 件を説明させていただきます。

1 番 受人：右松の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,305 m²です。

2 番 受人：穂北の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 355 m²です。

3 番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番、登

記・現況ともに田、面積 406 m²です。

4 番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地、大字南方字〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 716 m²です。

5 番 受人：南方の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地、大字穂北字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 4,234 m²です。

6 番 受人：平郡の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地、大字平郡字〇〇番他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 9,861 m²です。

7 番 受人：三納の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地、大字三納字〇〇番 1 他 4 筆、登記・現況ともに田、面積 5,789 m²です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 4 年 3 月 7 日を予定しております。

議 長 第 114 号議案 7 番は、13 番〇〇委員が関連する案件であり、農業委員会法第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、7 番を除く、6 件の案件について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 7 番の審議を行いますので、13 番 〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員退席)

議 長 それでは7番の審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。〇〇委員は、席にお戻りください。

議 長 議案第114号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第114号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による、農用地利用集積計画の公告(貸借権設定)については、議案書9~19ページの通り16件であります。

申請番号順に説明します。

1番 受人:右松の〇〇、渡人:同居人の〇〇、申請地:大字右松字〇〇番他9筆、登記・現況ともに田9筆、登記:田、現況:畑1筆、面積14,441㎡、令和4年3月から10年間の使用貸借権の再設定です。

2番 受人:上三財の〇〇、渡人:同居人の〇〇、申請地:大字上三財字〇〇番他16筆、登記・現況ともに田及び畑、面積26,078㎡、令和4年3月から10年間の使用貸借権の再設定です。

3番 受人:山田の〇〇、渡人:同居人の〇〇、申請地:大字山田字〇〇番2他19筆、登記・現況ともに田及び畑16筆、登記:畑、現況:田1筆、登記:宅地、現況:田1筆、登記:畑、現況:田1筆、登記:宅地、現況:畑1筆、面積13,616.56㎡、令和4年3月から10年間の使用貸借権の再設定です。

4番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番1他3筆、登記・現況ともに田、面積4,818 m²、令和4年4月から5年間の賃貸借権の再設定です。

5番 受人：茶臼原の〇〇、渡人：御舟町の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番1他5筆、登記・現況ともに畑、面積13,223 m²、令和4年4月から5年間の賃貸借権の再設定です。

6番 受人：茶臼原の〇〇、渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積6,654 m²、令和4年4月から5年間の賃貸借権の再設定です。

7番 受人：新富町の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番2、登記・現況ともに田、面積1,628 m²、令和4年3月から5年月間の使用貸借権の再設定です。

8番 受人：新富町の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積1,001 m²、令和4年3月から5年月間の使用貸借権の再設定です。

9番 受人：新富町の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積1,870 m²、令和4年3月から5年間の使用貸借権の再設定です。

10番 受人：新富町の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1他1筆、登記・現況ともに田、面積1,838 m²、令和4年3月から5年間の賃貸借権の再設定です。

11番 受人：藤田^{とうだ}の〇〇、渡人：佐土原町の〇〇、申請地：大字藤田^{とうだ}字〇〇番他5筆、登記・現況ともに田、面積6,251 m²、令和4年4月から5年間の賃貸借権の再設定です。

12 番 受人：荒武の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 1,225 m²、令和 4 年 3 月から 3 年間の賃貸借権の再設定です。

13 番 受人：佐土原町の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 1,090 m²、令和 4 年 3 月から 4 年 11 ヶ月間の使用貸借権の新規設定です。

14 番 受人：佐土原町の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 5,083 m²、令和 4 年 3 月から 4 年 11 ヶ月間の使用貸借権の新規設定です。

15 番 受人：三納の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1 他 3 筆、登記・現況ともに田、面積 2,373 m²、令和 4 年 4 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

16 番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,897 m²、令和 4 年 4 月から 5 年間の使用貸借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 4 年 3 月 7 日を予定しております。

議長 第 114 号議案 16 番は、15 番〇〇委員が関連する案件であり、農業委員会法第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、16 番を除く、15 件の案件について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 16 番の審議を行いますので、15 番 ○○委員の退席を求めます。

(○○委員退席)

議 長 それでは16 番の審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。○○委員は、席にお戻りください。

議 長 議案第 115 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 115 号農業経営基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書 20～34 ページの通り 23 件であります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 受人：宮崎市の○○、渡人：穂北の○○、申請地：大字穂北字○○番 1、登記・現況ともに畑、面積 2,824 m²、令和 4 年 4 月から 10 年間の使用貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合していま

す。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和4年3月7日を予定しております。

議長 代表1番の説明がありましたが、1番～23番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第116号非農地決定通知についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第116号非農地決定通知については、議案書35～41ページの通りですが、森林の様相を呈しているなど「農地」に該当しないと判断を行った土地が合計で、件数：50件、内訳が、田71筆：面積59,087㎡、畑32筆：面積20,930㎡、その他1筆：面積350㎡、合計104筆：80,367㎡であります。各項目の説明は、読み上げを省略させていただきます。事務局担当より、詳細を説明させていただきます。

事務局 この案件につきましては、1月の協議会で、事前に担当地区の委員さんに、航空写真等を配付して確認を得ております。また2月8日に農地部会を開催し、1筆、1筆について慎重に検討を行い、了承を受けています。今回の非農地通知の対象としている土地は、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であり、農業的利用を図るための条件整備が計画されておらず、その土地が、森林の様相を呈しているなど農地として復元するための物理的な条件整備が著

しく困難な場所であります。その中でも、今回は白地のみとなっており、青地は入っていません。青地につきましては、今後農林課と協議を行い、農用地からの除外等についての計画見直しも検討してまいります。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 117 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについてを提案します。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 117 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに関しましては、基盤法施行規則の中に、構想の制定及び見直しを行う場合には、農業委員会の意見を聴かなければならないとあります。担当になります農林課、農業創生係 清主査より説明をお願いしたいと思います。

農林課 農林課 農業創生係 清と申します。本日は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、説明させていただき、ご審議いただくためこの総会に出席させていただきました。

(概要説明)

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6 番 労働時間についてですが、2 人家族を指標としているのですか。

農林課 基本的な 2 人家族での年間労働時間を指標として算定しています。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 3 時 45 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

12 番 _____

20 番 _____